平成２５年（フ）第９０１号
千葉県市原市八幡海岸通13番11号
破産者　有限会社東臨
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１号
奈良県香芝市上中490番地の３
破産者　株式会社ＮＫ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９８６号
札幌市清田区美しが丘３条７丁目１番30号
破産者　アルファオート札幌株式会社
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１号
北海道小樽市堺町４番18号
破産者　株式会社ｍｏｎｏ－ｃｒｅａｔｉｖｅ
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６号
山形県南陽市池黒1407番地
破産者　有限会社多勢板金工業所
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４２６号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号新宿パークタワーＮ30階
破産者　株式会社スウェア
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２７号
東京都国分寺市北町５丁目25番地13北町サンハイツＢ101、開始決定時の住所東京都国分寺市北町５丁目22番地３アーバンパレス北町202
破産者　弘原海達也
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１３号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目３番23号
破産者　サーティ・スリー株式会社
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８９号
静岡市葵区瀬名中央１丁目５番54号
破産者　株式会社スペースシップ
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２６４号
愛知県小牧市応時１丁目253番地
破産者　有限会社オカコーポレーション
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２６５号
愛知県小牧市応時１丁目253番地
破産者　有限会社オカエンタープライズ
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１７号
名古屋市中村区名駅５丁目18番６号
破産者　株式会社システムツーワン
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８７３号
名古屋市緑区野末町303番地
破産者　久田鉄工株式会社
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３号
松江市西嫁島１丁目１－13号
破産者　有限会社徳伸
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
岡山県和気郡和気町苦木593番地１
破産者　橋本　信子
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７６号
徳島市銀座14番地の１
破産者　株式会社八百秀果実店
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０号
千葉県佐倉市西志津２丁目７番８号　南志津グリーンタウンⅡ－103
破産者　佐藤　美穂
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９１号
千葉県佐倉市下志津866番地
破産者　羽鳥　昭二
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１００号
東京都昭島市中神町1231番地１フラワーハイツ303号、破産手続開始決定時の住所東京都昭島市中神町1256番地都営中神アパート３棟509号
破産者　山下　元気
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２０号
東京都羽村市川崎１丁目10番48号第３中野荘101
破産者　工藤さい子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部